



市民税県民税の申告は、市民税と県民税を計算するための基礎資料となります。  
また、国民健康保険税や介護保険料、後期高齢者医療保険料の算定や行政サービス、所得課税証明書等の資料となるため、申告が必要な方は、この手引きを参考にして必ず申告をしてください。

### ◆申告期間

令和6年2月16日(金)から令和6年3月15日(金)まで

### ◆申告場所

笠岡市役所3階第1会議室 あるいは 公民館等の市内の各施設

(市内の各施設での開設日時は決まっています。同封申告書の上部に最寄の申告会場を表記しています。混雑緩和のため、相談日等の厳守にご協力をお願いします。)

※郵送での申告もできます。別紙の「●郵送で申告書を提出するときに準備するもの」を参考にしてください。

### ◆申告が必要な方

令和6年1月1日現在、笠岡市内に住み、令和5年1月から12月までの期間に次のいずれかに該当する方

- ① 営業や農業等あるいは個人年金や満期返戻金などの所得があった方
- ② 給与収入のあった方で、ほかに別の所得があった方、または、給与を2カ所以上からもらわれていた方
- ③ 公的年金等の収入のあった方で、その他の所得のあった方
- ④ 医療費控除や社会保険料控除、生命保険料控除、扶養控除等を受けようとする方
- ⑤ 控除対象配偶者や扶養あるいは事業専従者になっていない人(笠岡市以外に住んでいる人に扶養されている方は申告が必要です。)

※令和5年中収入がなかった方でも、控除対象配偶者や扶養に該当しない場合は「0円」の申告が必要です。

【参考】次の方は、市民税・県民税の申告は不要です。

- ㊶ 税務署へ所得税の確定申告書を提出される方
- ① 給与所得のみで、勤務先の年末調整を受けられた方

### ◆申告に必要なもの

- ① 同封の申告書
- ② 給与・公的年金等の源泉徴収票
- ③ 事業所得等がある人は収支内訳書
- ④ 個人年金や生命保険の満期がある場合はその証明書
- ⑤ 医療費控除の明細書、生命保険料・地震保険料・国民年金保険料控除証明書、障がい者手帳等
- ⑥ マイナンバー確認書類と身元確認書類

※次ページからは、申告書の書き方や計算方法を記載していますので、参考にして申告してください。

## 市民税・県民税の申告についてのお問い合わせ・提出先

〒714-8601 笠岡市中央町1番地の1  
笠岡市 総務部税務課 市民税係 電話(0865) 69-2116

6 給与所得の内訳			
勤務先所在地	笠岡市中央町1番地1	勤務先名称	笠岡株式会社
収入合計額	500,000		
7 事業・不動産所得に関する事項			
所得の種類	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費
不動産所得	笠岡市中央町1番地1200,000	150,000	0
8 配当所得に関する事項			
配当所得の種類	支払確定年月	収入金額	必要経費
配当所得	R5. 10	100,000	0
9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項			
種目	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費
原稿料 (株) OO出版		150,000	100,000
個人年金 OO生命		200,000	160,000
収入合計額			
10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項			
総合譲渡	短期	収入金額	必要経費
	長期		
	一時		

11 事業専従者に関する事項			
氏名及び個人番号	続柄	生年月日	氏名
12 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項			
配当割額控除額		株式等譲渡所得割額控除額	5,000
13 寄附金に関する事項			
種別	金額	種別	金額
特定寄付金		特定寄付金	
14 その他の事項			
控除額		控除額	
15 所得がなかった方の記入欄			
同居の親族の扶養(仕送り又は援助)により生活している(続柄)		貯蓄などの財産で生活している	
下記の者の扶養(仕送り又は援助)により生活している(続柄)		学生であった	
住所		学年	
氏名		その他	
遺族年金・障害年金・雇用保険・恩給等で生活している(収入)			
病気療養中			
16 所得金額調整控除に関する事項			
氏名	個人番号	続柄	生年月日

16 所得金額調整控除に関する事項	<p>① 給与等の収入金額が850万円を超え、次のア～ウのいずれかの要件に該当する場合は、給与所得金額速算表で計算した金額(給与所得控除後の給与等の金額)から下記の「控除額」より算出した金額が控除されますので、給与所得調整控除後の金額を申告書「2 所得金額」の⑥に記入してください。(年末調整ですべてに所得金額調整控除が適用されている場合は、改めて計算する必要はありません。源泉徴収票の「給与所得控除後の金額(調整控除後)」に記載されている金額を記入してください。また、表面「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」の㉔(特別障害者に該当する場合)、㉕(23歳未満の扶養親族の場合)、「16歳未満の扶養親族」に、ア～ウの要件に該当する記入がない場合は、申告書裏面「16 所得金額調整控除に関する事項」に対象となる方について記入してください(複数の要件に該当する場合は、いずれか1つの要件について記入してください)。(ア あなたが特別障害者に該当する場合イ 23歳未満の扶養親族を有する場合 ウ 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合) 控除額・・・給与等の収入金額(1,000万円超の場合は1,000万円)-850万円)×10%</p> <p>② 給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額の両方があり、その合計額が10万円を超える場合には、給与所得控除後の給与等の金額から下記の「控除額」より算出した金額が控除されますので、給与所得調整控除後の金額を申告書「2 所得金額」の⑥に記入してください。 控除額・・・(給与所得の金額(10万円超の場合は10万円)+公的年金等に係る雑所得の金額(10万円超の場合は10万円))-10万円</p>
-------------------	---

6 給与所得の内訳	源泉徴収票がない人は、この内訳欄に令和5年中の給与収入を記入してください。なお、前年中に複数の事業所から給与が出ている場合、それぞれ記入してください。
7 事業・不動産所得に関する事項	事業所得・不動産所得を申告される場合、各事業ごとに、収入金額や必要経費等を記入してください。
8 配当所得に関する事項	配当所得を申告される場合、それぞれ収入金額や必要経費等を記入してください。なお、上場株等の配当について、総所得金額に含め、配当割額の控除を受けようとする場合は、申告書裏面「12 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項」の配当割額控除額の欄に配当割額を記入してください。
9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項	講師料、講演料、原稿料、生命保険契約に基づく個人年金などの所得 ※1、シルバー人材センターの配分金 ※2を申告される場合、それぞれ収入金額や必要経費等を記入してください。 ※1 個人年金に係る「必要経費」は、ご本人様が掛けられた掛金です。保険会社から届く申告用の書類を確認し、記入してください。 ※2 シルバー人材センターで配分金を受け取られている場合、「必要経費」は55万円まで取れますが、ほかに給与・年金以外の雑所得・事業所得があれば減少します。
10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項	生命保険の満期返戻金などの所得 ※3は「一時」の欄に収入金額や必要経費等を記入してください。 ※3 生命保険の満期返戻金に係る「必要経費」はご本人様が掛けられた掛金です。保険会社から届く申告用の書類を確認し、記入してください。
11 事業専従者に関する事項	事業専従者とした親族がある場合に記入してください。控除額は収支内訳書の専従者控除額又は青色申告決算書の専従者給与額を転記してください。
12 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項	上場株等の配当又は株式譲渡所得について、総所得金額に含め、配当割額の控除又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、本項目へ配当割額又は株式等譲渡所得割額を記入してください。 ※上記所得を申告した場合には、合計所得金額及び総所得金額に含まれるため、非課税判定・扶養控除の判定や国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の算定に影響をあたえる場合がありますので、十分ご注意ください。
13 寄附金に関する事項	ふるさと納税等寄附された方は記入してください。寄附した団体などから交付された寄附金の受領書を添付してください。 ※申告をする場合、ふるさと納税ワンストップ特例制度は無効となります。
15 所得がなかった方の記入欄	保険料(税)算定等の基礎となる項目です。前年中の生活状況について、ご記入ください。